

こまき応援寄附金情報発信業務委託 仕様書

1. 業務名

こまき応援寄附金情報発信業務委託

2. 業務の目的

小牧市（以下、「本市」という。）が実施しているふるさと納税業務において、ポータルサイトを經由せず寄附ができる小牧市直営の「特設サイト」に寄附者を誘導し、寄附を募るための情報発信を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附金の増加並びに本市の更なる魅力発信や産業振興を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年1月31日まで（準備期間を含む）

4. 履行場所 受託先

5. 業務概要

委託業務の内容は次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案により追加・調整する場合がある。

- (1) 広告戦略・媒体計画業務
- (2) 広告・デザイン関連業務
- (3) 事務管理関連業務
- (4) 効果検証とフィードバック

6. 業務の詳細

(1) 広告戦略・媒体計画業務

目的：小牧市ふるさと納税のターゲット層を明確にし、最も費用対効果の高い手法で直営サイトへ誘導する。

ア ターゲット分析と戦略立案：寄附のターゲット層（過去の寄附者層、属性、地域等）を分析し、最適なプロモーション戦略を策定すること。

- イ 媒体計画の策定：予算内で最大の効果が得られるよう、Web広告（バナー広告、SNS、検索連動型、動画広告等）および必要に応じたオフライン広告のメディアミックス計画を作成すること。
- ウ スケジューリング：寄附の繁忙期（年末等）を考慮した、戦略的な広報タイミングと広告出稿計画を立案すること。
- エ ランディングページは、<https://furusato-komaki.jp/>とする。

(2) 広告・デザイン関連業務

目的：小牧市の魅力や寄附金の使い道を直感的に伝え、寄附意欲を向上させるクリエイティブの制作。

- ア 広告配信・運用管理：各広告媒体への入稿、配信設定、予算管理（クリック単価や獲得単価の最適化）を行うこと。
- イ 特設サイトとの連動性：特設サイトの世界観を損なわず、かつ「直接寄附することのメリット（サイトの使いやすさ、市の理念への共感等）」が伝わるデザインと訴求文を作成すること。
- ウ 検索ワード・バナーの最適化：ユーザーの反応に合わせて、デザインや文言を迅速に修正・改善できる体制を整えること。

(3) 事務管理関連業務

目的：広告運用に伴う実務を確実に遂行し、市職員の負荷を軽減する。

- ア 広告配信・運用管理：各広告媒体への入稿、配信設定、予算管理（クリック単価や獲得単価の最適化）を行うこと。
- イ 進捗管理：週次または月次の進捗レポートを提出し、市担当者との定例会等を通じて運用状況を共有すること。
- ウ リスク管理・法令遵守：景品表示法、著作権法、その他関連法令やガイドラインを遵守した広告運用を行うこと。また、炎上防止等のコンプライアンス対策を徹底すること。

(4) 効果検証とフィードバック

目的：実績を可視化し、次年度や次のキャンペーンに活かすためのデータ分析。

- ア アクセス解析・寄附状況の分析：特設サイトへの流入数、回遊

率、コンバージョン（寄附完了）率を測定し、どの媒体・広告が寄附に寄与したかを分析すること。

イ レポート報告：9～12月の月次報告書に加え、寄附目標に対する達成状況（寄附額：2,000万円）、KPI（流入数、獲得単価等）の推移、今後の課題と改善策を報告すること。

ウ 改善提案：分析結果に基づき、予算の再配分やクリエイティブの刷新、より寄附者を惹きつけるための施策を市へ能動的に提案すること。

エ 広告の配信および分析期間については、応相談すること。

7. 実施体制

- (1) 本業務の円滑な遂行にあたり、十分な経験と技術力を有する者を従事させること。
- (2) 各業務の実施にあたり、迅速に対応するとともに本市の報告事項については複数の担当者によるダブルチェックを行うなど正確、丁寧に対応すること。
- (3) 本業務の作業場所、その他必要となる環境については、受注者の負担によるものとする。個人情報保護の観点から、受注者は業務担当者以外が、閲覧・作業できないような措置を講ずること。なお、当該作業場所以外で業務を実施しないこと。
- (4) 個人情報保護の観点から、本業務に従事する者は、あらかじめ本市の承認を受けた者のみとし、それ以外の者を従事させてはならない。
- (5) 本業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写又は複製してはならない。

8. 委託料について

- (1) 委託料は、契約により定められた額とする。
- (2) 本市は請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 広告等に係る費用を含めるものとする。

9. 成果物

受注者は、事業実績最終報告書（年次での配信結果）をデータで発注者へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受注者の瑕疵により成果物に不備が発見された場合は、発注者の指示に基づき、受注者の負担と責任において速やかに修正等を行うこととし、成果物を再提出すること。

10. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の成果物の所有権は、全て発注者に帰属するものとし、受注者はこれを発注者に引き渡すものとする。
- (2) 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物に該当する場合、当該著作物に係る権利を引き渡し時に発注者に無償で譲渡する。この場合において、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

11. 個人情報保護

- (1) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「小牧市個人情報保護条例（平成15年9月19日条例第22号）」等の趣旨を踏まえ、以下のことに留意すること。
- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、受注者が必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 収集した個人情報を本業務の目的以外の目的で利用したり、他の者に漏らしたりすることがないように徹底すること。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 個人情報の取扱者を限定するとともに、業務を行う中で知り得た情報を他の者に知らせ、又は不当な目的に利用することがないように徹底すること。
- (5) 収集した個人情報は、漏えい、紛失、盗難、改ざん等を防止するとともに安全確保の措置を講ずること。
- (6) 別紙2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

12. 再委託

本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に本市に承諾を得た場合は、この限りではない。

13. 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した障害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りではない。

14. 報告及び検査

本市は、必要があると認めるときは、受注者に対して、委託業務の履行情報その他必要な事項について、報告を求め検査することができる。

15. その他

仕様書に定めのない事項その他業務の履行上必要な事項については、本市と協議の上、決定することとする。